

# 「京都府立医科大学創立 150 周年記念出版プロジェクト」業務企画提案仕様書

令和3年1月

京都府立医科大学

創立150周年記念事業実行委員会

## 1 業務範囲

京都府立医科大学(以下、「本学」という。)の創立150周年を記念し、本学での医学・医療の実践の今を広く発信することにより、本学のブランド力を向上し、本学を目指す学生・医療人の拡大を目的に実施する創立150周年記念出版プロジェクトの企画・編集、印刷製本及び書籍プロモーション業務を行う。

記念出版プロジェクトに伴う業務の範囲は次のとおりとする。

記念出版プロジェクト業務(以下、「本業務」という。)の委託を受けた者(以下、「業務受託者」という。)は、本業務にあたって、必要な人員を配置し、契約期限までに確実に履行しなければならない。

なお、本業務の本学窓口は、企画・研究支援課(以下、「事務局」という。)とする。

### (1) 書籍出版業務

業務受託者は、記念出版書籍の発行目的を踏まえた提案を行い、京都府立医科大学創立150周年記念事業委員会(以下、「記念事業委員会」という。)及び事務局と業務受託者の協議により企画・構成内容、デザインを決定する。

実施にあたっては、工程管理を行い、事務局と調整し、大学・病院関係者等からの取材、撮影により進める。

制作部数は 6,000 部、うち 600 部を大学に納品する。

書籍の仕様は、四六版(単行本) 約 200 頁(1 色)

### (2) 書籍プロモーション

書籍のプロモーション企画体制を構築し、対象者に効果的な訴求ができる必要な媒体へのパブリシティ活動を行う。

### (3) 書店流通

書籍が確実に書店に配本され、対象者の手に届く配本戦略と体制を構築する。

### (4) 電子書籍の作成

ネットストアにあわせたデータ形式で作成すると共に、大学HPに掲載可能なデータファイルを作成し納品する。

### (5) その他

業務受託者は、これらに付随する一切の業務及び負担を行うものとする。

## 2 業務実施条件

- (1) 履行期限は、契約日から令和4年12月31日までとする。なお、書籍については京都府立医科大学 150 周年記念式典(令和4年11月5日)までの事務局と調整した日までに一定数を納品する。

(2) 書籍は、「4 編集内容」に従って編集を行うものとするが、業務受託者は適宜事務局と協議の上、修正及び加工並びに追加等に応じること。

(3) 業務受託者は、事務局の要請に応じて協議等に対応できる体制を整えていること。また、書籍の企画・編集にあたり、事務局の要請により業務受託者が 150 周年記念実行委員会等に出席を行い、編集の進捗状況等について報告・説明をすること。

(4) 業務受託者に求める実績等の要件は以下のとおりとする。

下記に示す同種業務(※1)に5件以上の実績を有し、そのうち1件以上は過去5年以内(※2)の実績であること。

※1 同種業務: 大学、国、地方公共団体又は企業の記念出版等の企画編集業務

※2 過去5年: 平成27年4月～令和2年3月までに完了した業務

### 3. 最終成果物

#### (1) 書籍

- ・総ページ数: 四六版 200 ページ(表紙含む)程度  
(紙仕様については、事務局と協議の上最終決定すること。)
- ・印刷製本部数: 並製本(6000 部)

#### (2) 電子デジタルファイル

- ・部数: 1 部
- ・仕様: ネットストアにあわせたデータ形式及びHP掲載原稿用データ

### 4 編集内容

記念誌は、本学との協議を踏まえ**事業者の提案に沿って構成することを基本とするが、以下の構成案を基本とする**が、必要に応じて適宜事務局と受託事業者が協議しながら項目の追加、削除、順序の入換等の編集構成の変更を行うものとする。

### 5 その他

(1) 仕様書にない事項については、事務局の指示に従い、業務を行うものとする。

(2) 事務局と業務受託者間の原稿データや写真データについての授受は、相当の頻度が想定されるので、対応策の提案及び事務的経費を見込んでおくこと。

(3) 著作権等について

- ① 本記念誌の著作権は本学に帰属する。
- ② 本業務の実施に当たり、第三者の所有する著作、肖像等については、本人等に確認・同意を得た上で使用する。